

平成 22 年 11 月 22 日

国土交通大臣
馬渕 澄夫 様

都市農地保全推進自治体協議会
会長 志村 豊志郎

都市農地保全を推進するための要望について

平素から、基礎自治体の行政運営並びに都市部の農業振興・農地保全施策につきまして、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農産物の供給に加え、都市の環境保全、防災、食育など多面的な機能を有する都市農地は、都市住民にとってかけがえのない存在であります。しかし年々減少が続いている、その保全が強く求められています。そこで、都市農地（市街化区域内農地）を持つ 38 基礎自治体は、「都市農地保全推進自治体協議会」を設立し、都市農地保全を目指し連携して取組を進めています。人口 980 万人を超える自治体からなる組織として、本協議会は、都市住民の切実な要望である都市農地の保全に向け、最大限の努力を続けて参る所存であります。

つきましては、都市農地の事情を十分ご賢察のうえ、提出いたしました要望を実現いただけますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

本会会員自治体

昭島市 あきる野市 足立区 板橋区 稲城市 江戸川区 青梅市
大田区 葛飾区 清瀬市 国立市 小金井市 国分寺市 小平市
狛江市 杉並区 世田谷区 立川市 多摩市 調布市 中野区
西東京市 練馬区 八王子市 羽村市 東久留米市 東村山市
東大和市 日野市 日の出町 府中市 福生市 町田市 瑞穂町
三鷹市 武蔵野市 武藏村山市 目黒区

都市農地保全を推進するための要望

世界の食料事情の不安定要素が増大する中で、日本国民の命を支える食料の安定的な確保に向け、食料自給率の大幅な向上が求められている。そのため、食料生産の最も基礎的な基盤である農地を守り、最大限に有効利用するための取組が急務になっている。こうした中、都市の農地は、安全で新鮮な農産物を供給する役割に加え、地球規模で悪化する環境の保全や防災、さらには農への理解を育むなど、様々な役割（多面的機能）を有する重要な存在となっている。このように、農業・農地が持つ様々な役割は、都市において一層大きな意義があるにもかかわらず、都市の農地は相続や担い手不足に伴い減少が続いている、憂慮すべき事態となっている。

そこで、人口 980 万人超を有する都市農地保全推進自治体協議会は、地域における総合的な調整を通じて住民の福祉を増進する責務を有する基礎自治体の連携組織として、今後の都市農地の減少を極力抑え、豊かさと潤いを実感できる都市環境をできる限り次世代に残すため、下記のとおり要望する。

記

- 1 農地は、都市部においてより一層公益的な役割を果たしていることを評価し、都市に暮らす住民にとって農地が必要との認識の下に、関係する法令や税制を見直し、省庁が連携して都市農地が適切に保全されるように政策を実施すること。
- 2 都市計画法の見直しにおいては、都市農地（市街化区域内農地）が都市の良好な環境に資するものとして明確に位置づけ、その保全に向けた必要な対策を行うこと。
- 3 都市農地の保全に寄与する生産緑地法は基本を堅持すること。また、生産緑地地区として指定できる面積要件については、自治体毎のまちづくり施策や公共施設整備方針等に基づき、下限面積を引き下げられること。加えて、既に生産緑地地区として指定されている農地が、収用等に伴って下限面積を下回ることとなった場合でも、残された農地で農業生産が継続される場合は、指定を継続できるようすること。
- 4 買取り申出があった生産緑地を自治体が買い取るための財政支援策を講じること。